

松山市指定給水装置工事事業者の指定・更新の申請方法

松山市指定給水装置工事事業者(以下、指定給水装置工事事業者という)として指定を受けようとする方及び指定を更新される方は、松山市公営企業局へ申請が必要です。

事業所に給水装置工事主任技術者が1名以上いて、一定の機械器具を有し、欠格要件に該当しない者であれば、申請をすることにより指定工事事業者の指定・更新を受けることができます。

水道法の規定により、松山市公営企業局の給水区域において、給水装置が指定給水装置工事事業者の指定を受けていない者の施行したものである場合は、給水できない又は給水を停止することがあります。

水道法 (抜粋)

第16条の2 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができることを認められる者の指定をすることができる。

2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

第25条の3の2 第16条の2 第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

松山市公営企業局指定給水装置工事事業者規程 (抜粋)

(指定の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定工事事業者として指定しなければならない。

(1) 事業所ごとに、第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。

- ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 精神の機能の障害により給水装置工事事業者の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- エ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 法人であつて、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

1 申請書

- ・松山市ホームページ【給排水設備課 指定給水装置工事事業者関係】及び「松山市二番町四丁目7番地2 第3別館1階【給水装置担当②窓口】」にて配布しています。
- ・その際、申請書の記入方法等についてご説明いたします。また、電話【089-948-6528】でのお問い合わせも可能です。

指定給水装置工事事業者指定申請必要書類【新規】

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書(両面)第1号様式)
2. 機械器具調書(第1号様式(別表))
3. 誓約書(第2号様式)
4. 給水装置工事主任技術者選任届出書(第6号様式)
5. 主任技術者免状又はカードの写し
6. 住民票※個人申請の場合
7. 定款及び登記簿謄本※法人申請の場合
8. 地図※住宅地図に事業所所在地を記す事
9. 写真(事業所の外観、内部、機械器具一式)※2. 機械器具調書と照合

指定給水装置工事事業者指定申請必要書類【更新】

1. 上記 指定給水装置工事事業者指定申請必要書類【新規】一式
2. 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項届出書(第2号様式の2)

2 申請書の記入

- ・法人と個人で記入事項に多少の違いがありますのでご注意ください。

3 申請書の提出

- ・上記給排水設備課 給水装置担当が受付窓口となります。

4 申請書

- ・法(水道法第25条の3)に定める指定の基準に適合しないことが明らかな場合は、申請することが出来ません。

5 指定・更新手数料の納付

- ・申請書提出後、指定・更新手数料(10,000円)が必要です。(金融機関で納付)

6 指定にかかる可否の連絡

- ・指定手数料入金確認後、概ね10日以内に、電話連絡いたします。

【申請書に連絡先を記入する欄がないため、名刺等、連絡先が明記されたものを必ず、提出してください。】

※指定給水装置工事事業者の指定を受けた後、指定事項に変更があったとき、事業を休止したとき、主任技術者の選任、解任等の場合には、届出が必要になります。なお、この届出を怠ったり、虚偽の届出をしたりすると、処分の対象となります。